

	発 言 内 容 等
事務局	第3回高石市受動喫煙・路上喫煙等対策検討委員会を開催させていただく。 委員長に議事進行をお願いする。
委員長	議事に入ります前に、本日の会議については、公開とし、傍聴についても許可することにご異議ないか。 (異議なし) また、規程第9による2名の議事録署名人だが、これまで五十音順にてお願いしており、2名を議事録署名人として指名させていただく。 本日の会議は公開とし、傍聴を許可する。 傍聴者の入場をお願いする。 (傍聴人5名入場) 傍聴人の方には、本検討委員会における傍聴及び議事録の公開運用基準第3によって、資料等は委員会終了後回収する旨、了解いただきたい。

事務局	それでは、議題 1. 答申（案）について議論する。 条例（案）の修正部分の説明 26 日まで実施していた「パブリックコメント」及び「駅周辺及び喫煙施設設置検討公園にかかる地元へのヒアリング」状況を含め、事務局から説明いただきたい。 （事務局から、ヒアリング及び（答申案）について説明） パブリックコメントの概略 パブリックコメントでは、市民に対する周知・啓発等継続的な禁煙支援、および特に子どもに対する教育等への協力など、本条例への力強い賛同のご意見をいただいている。 なお、主な意見は、次の内容に分類された。 ・ 禁止区域の設置に関すること。 ・ 税収・財源、事業者への影響に関すること。 ・ 法及び府条例に加え、規制の是非に関すること。 主要駅近隣自治会・商店会等への喫煙禁止区域等について 主要駅（羽衣・東羽衣、高石・富木）周辺 8 自治会及び
-----	---

5 商店会にヒアリングを実施したところ、ポイ捨てに対する問題意識が明らかとなった。

公園・広場について、公園愛護団体へのヒアリング

喫煙の現状や人の動線把握に基づいた対応が重要との意見を得た。

先進都市事例として千代田区の取り組みの紹介

先進事例として千代田区の取り組みの経緯を整理したところ、次のようであった。

・「マナー」に訴える施策から「ルール」による規制に方針移行するも効果が少なかったことから、現在は再び「ルール」から「マナー」への転換を図り、喫煙スペースを設けることによって、喫煙者と被喫煙者双方に配慮した対策となっている。

委員長

事務局から説明のあった件について、ご意見等をお願いしたい。

委員

地域包括診療研修会にて、環境省の話として健康増進法の一部を改正する法律の中で、知事が勧告等することが義務化されたと聞いたがどうか。

事務局	健康増進法の一部を改正する法律・大阪府受動喫煙防止条例は施設内での喫煙について規定したものであり、指導・命令は大阪府知事の権限となっている。
委員	本条例では、公共の場所及び路上喫煙禁止区域の道路上での喫煙やポイ捨て等に関して、市長が指導することができるとしている。 罰則はないが、指導はできるということか。
事務局	そのとおりである。
委員	商工会議所としては、ぜひ市内分煙化をすすめていただきたいと考えている。 商工会議所としても、各事業所の方で健康増進法等に基づいて分煙室を作って頂いている。 条例制定後、商工会議所としては、代表者が集まる会議の中で、専門家からのレクチャーを受け、法律周知の取り組みを行う予定である。 経営者、従業員ともに周知をおこなっていききたい。

委員長	いまご発言いただいたように、答申（案）の議論を行った上で、条例が実効性のあるものとなるためには、これからの実行計画、運用規則の設定等が重要である。
委員	神戸市が兵庫県下で一番受動喫煙の防止が進められているようであり、急性心臓疾患の発生率も神戸市のみがマイナスであるという報告があることから、受動喫煙防止効果があると考えられる。 受動喫煙防止にかかる条例の効果と考えられるので、今後できるだけエビデンスをとっていくことが重要である。
委員長	他に質問・意見等が無いようであれば、第1回検討委員会からこれまでの議論や、パブリックコメント及び地元へのヒアリング状況を踏まえ、本委員会からの答申の案を作成しているので、事務局から説明をお願いします。
事務局	答申（案）について説明
委員長	答申（案）について、ご意見等をお願いしたい。

委員	パブリックコメントの中で、市内分、市外分が混在している。高石市の条例制定ということで考えると、この市内分の意見を重要視するべきであり、市外分については参考までとすべき。
委員長	本来パブリックコメントは、高石市に在住あるいは通勤・通学する「市民」に対するものであるため、それ以外の人の意見については、参考程度に考えるべきと考えるが、それでよろしいか。
委員	「マナー」から「ルール」へ、そしてまた「ルール」から「マナー」への先進都市の取り組みの変遷もある中で、市民にどう周知していくかが重要である。
委員	望まない受動喫煙とあるが、やはり喫煙者の健康への配慮もあることを説明に加えていただきたい。
委員長	他に、質問や意見が無いようであれば、答申（案）について諮りたい。原案をもって答申（案）とすることに異議

事務局	はないか？ (異議なしの声) 時間となったので、本日の議論はここまでとしたい。 なお、これまでの議論を踏まえ、市には実効性のある分煙社会を目指して具体的な施策の実現に向けて取り組んでいただきたい。 委員の皆様方には、これまでの委員会運営にあたり、多大なご協力をいただき、感謝申し上げます。 これまでの議論を踏まえ、9月開催の市議会定例会へ本条例を提案するとともに、必要な予算についても上程し、分煙社会の実現に努めてまいりたい。 (閉会)
-----	---

令和元年 10 月 7 日

議事録署名人

吉本子文



議事録署名人

小田 順子





100-100-100